

# 自己申告・家族申告プログラム

## 申込みガイド



こんなお悩み、ありませんか？

パチンコ・パチスロで  
ついお金を  
使いすぎてしまう



遊びに行く頻度を  
見直したいが  
つい行ってしまう

そんな方は…

**自己申告・家族申告プログラム**を利用して  
パチンコ・パチスロと  
上手にお付き合いしてみませんか？

初めてで、よくわからなくても大丈夫！

どんなプログラムがあるの？

どうやって申込みばいいの？

申込み時に必要なものは？



**自己申告・家族申告プログラムの  
内容、申込み方法などをご紹介します！**

# もくじ

自己申告・家族申告プログラムの内容 ..... P2

お申込み可能な店舗の確認方法 ..... P3

申込書の入手方法 ..... P4

お申込みに必要なもの ..... P5

よくあるご質問 ..... P6



ひとりで悩まず、  
まずはお電話ください

## 相談機関のご案内

パチンコ・パチスロの依存問題を専門とする相談機関です

### リカバリーサポート・ネットワーク

電話相談窓口（相談は無料）

**050-3541-6420**

月曜～金曜（祝日除く）10:00～22:00（受付は21:30まで）

電話相談の詳細など、リカバリーサポート・ネットワークの  
活動内容はホームページにてご確認いただけます

ホームページ

<http://rsn-sakura.jp/>

パチンコ・パチスロ依存症は、  
誰にでも起こり得る問題です。  
ひとりで悩まず、  
お電話ください。

パチンコは、  
適度に楽しむ  
遊びです。

もし、ひとりで悩んでしまえるなら、  
あなたの運は、もう“運命”を  
逃れてしまっているかもしれません。

- パチンコ依存症のサインを感じた
- 依存症のサインが頻りに出てきた
- 依存症のサインが頻りに出てきた
- 依存症のサインが頻りに出てきた
- パチンコ依存症で、大切な人と  
ケンカになった

相談窓口  
**050-3541-6420**  
※本日は受付時間外（10:00～22:00）受付中

リカバリーサポート・ネットワーク  
<http://rsn-sakura.jp/>

ぱちんこ依存症相談機関  
認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク  
リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存症からの回復を支援する非営利組織  
です。電話による無料相談を行っています。相談は匿名で受け付けます。相談料は  
無料。10:00～22:00（祝日除く）受付時間外は、他機関へお問い合わせください。

※電話相談にかかる通話料はご本人負担となります。あらかじめご了承ください

# 自己申告・家族申告プログラムの内容

## 自己申告プログラム

遊技者ご本人様が  
お申込みいただけるプログラムです



### 上限金額

1日の遊技金額を  
設定してお申込み



### 上限回数

1ヶ月の来店回数を  
設定してお申込み



### 上限時間

1日の遊技時間を  
設定してお申込み

上限を超えた場合は店舗スタッフがお知らせいたします

※「上限金額」「上限回数」「上限時間」超過のお知らせは店舗のシステムなどにより当日、あるいは次回来店時となります

### 入店制限



遊技者ご本人様の入店を制限するお申込み

入店を確認した場合は店舗スタッフがお声がけをさせていただきます

## 家族申告プログラム

遊技者のご家族様が  
お申込みいただけるプログラムです

### 入店制限



遊技者ご本人様の入店制限をご家族が申告するお申込み

入店を確認した場合は店舗スタッフがお声がけをするのと同時に、お申込みいただいたご家族様にもご連絡いたします

# お申込み可能な店舗の確認方法

## 直接店舗に行って確認する

自己申告・家族申告プログラム導入店舗は  
店内にステッカーやポスターを掲示しています

店舗によっては一部のプログラムが  
ご利用いただけないことがあります

お申込みにあたって、ご希望の  
プログラムが利用できるかを  
店舗スタッフにご確認ください



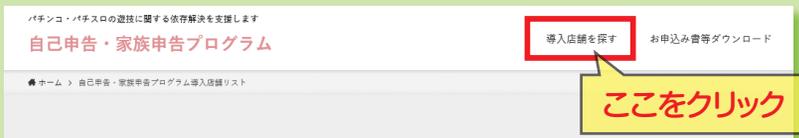
ステッカー



ポスター

## 自己申告・家族申告プログラムホームページ内の 導入店舗検索機能を使って確認する

サイト (<https://jikoshinkoku.jp/>) にアクセスし  
「導入店舗を探す」からお進みください



「地域」と「条件 (プログラム内容)」を  
選択して「検索する」をクリック

店舗名なども入力して検索できます

条件は複数選択できます

該当する店舗の一覧が表示されます

該当店舗の住所や  
導入されているプログラムを確認できます



※サイト内の仕様などは予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください

# 申込書の入手方法

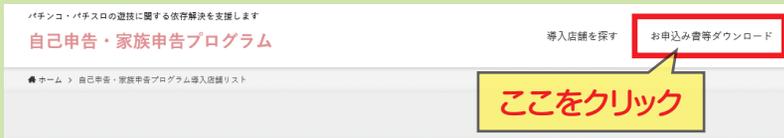
## 直接店舗に行って受け取る

自己申告・家族申告プログラムを申込み店舗にて  
店舗スタッフにお申し付けください



## 自己申告・家族申告プログラムホームページにて 申込書をダウンロードする

サイト (<https://jikoshinkoku.jp/>) にアクセスし  
「お申込み書等ダウンロード」からお進みください



一覧からご希望のプログラムを  
選択しダウンロードしてください

**家族申告プログラム・入店制限 (同意書なし) は  
申込書のダウンロードができません。  
導入店舗にてお受け取りください**



## 申込書の記入にあたって

確認事項をよく読み、異議がなければ各項目の  
 にチェックを入れてください

確認事項の下にある黒枠線内に、氏名・住所などの  
必要事項を記入してください

- 記入は、自己申告・家族申告プログラムを申込みされるご本人様が行ってください。また、氏名欄は必ず手書きで記入してください
- 手書きの場合は黒のボールペン、インクペンなどでご記入ください
- PDFファイルに直接入力する場合は、Adobe reader®がインストールされたPCにて行ってください

別記様式第1号

店 店長(管理) 殿

自己申告プログラム(①上限金額)申込書

私は、パチンコ・パチスロ遊技(以下、遊技という)が余暇のひとつとして、適度に楽しみ、遊ぶためのものであることを理解したうえで、以下の事項を自らの意思で申告し、自己申告プログラムを申し込みます。

※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- ✓ 1 私は、自らの意思で1日に使用する遊技上限金額を自己申告し、その上限金額を超えたとき、次の来店日(または、当日)にスタッフよりその旨の告知がなされることを申込みます。
- ✓ 2 前項の上限金額を超えたとき、次の来店日(または、当日)に野玉会員カードが利用停止されることに同意します。
- ✓ 3 申込書の有効期間は申込受付日より1年間としますが、私の来店が3ヶ月間継続されなかった場合、本申込書を無効とし終了できると、上限金額を超えた日から次回来店日までの期間が3ヶ月を超過した場合は、上限金額を超えた旨の告知をしなくてもよいことを承諾します。
- ✓ 4 私は、私の来店確認のために防犯カメラの利用、スタッフの見回りがなされることに同意します。
- ✓ 5 私は、上限金額を超えたことを告知された日の遊技については、自己責任で判断します。
- ✓ 6 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- ✓ 7 防犯カメラ、スタッフの見回り、またはシステム上の問題等、様々な状況により上限金額を超えていた旨を告知されなかったとき、これにより生じた金銭の損失、精神的な問題、私の人間関係等、あらゆる個人的なトラブルを貴店および自己申告プログラムによるものとしません。
- ✓ 8 私は、本申込書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

|             |          |
|-------------|----------|
| 氏名(自己記入)    |          |
| 住 居         |          |
| 野玉会員番号      |          |
| 1日の遊技使用上限金額 | 万円(万円単位) |

【店舗記入欄】

受付担当者以下の署名を確認し、□にレを記入

|          |            |
|----------|------------|
| 必要       | 店 店長(管理) 殿 |
| 申込       |            |
| 有効期(1年間) |            |
| 店舗       |            |

この部分は店舗記入欄です  
記入しないでください

# お申込みに必要なもの

## 自己申告プログラム



上限金額



上限回数



上限時間



入店制限

お申込みを希望する  
各プログラムの申込書

申込者様が確認できる写真  
(3ヶ月以内に撮影したもの)

申込者様の顔写真付き  
身分証明書 ※1

## 家族申告プログラム



入店制限

遊技者ご本人様の**同意書あり**と**同意書なし**の2つがあります

### 入店制限・遊技者ご本人様の**同意書あり**の場合

同プログラムの申込書  
および申込同意書

申込者様および  
ご本人様が確認できる写真  
(3ヶ月以内に撮影したもの)

申込者様およびご本人様の  
顔写真付き身分証明書 ※1

申込者様がご家族であることの  
証明書類 ※2

### 入店制限・遊技者ご本人様の**同意書なし**の場合

同プログラムの申込書

申込者様および  
ご本人様が確認できる写真  
(3ヶ月以内に撮影したもの)

申込者様の  
顔写真付き身分証明書 ※1

申込者様がご家族であることの  
証明書類 ※2

以下にある書類のいずれか

- ①入店制限が必要であることを記した医師の診断書
- ②のめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類
- ③申込者様が記入した「家計全体の状況」書類

①および②の提出にあたっては、プログラムが適用されるご本人様の承諾書が必要です



※1…運転免許証など、公的な書類をご用意ください

※2…戸籍謄本など、公的な書類をご用意ください

# よくあるご質問



## Q:自己申告・家族申告プログラムの利用に費用はかかりますか？

費用はかかりません。

## Q:貯玉会員カードシステムの導入されていない店舗でもプログラムを利用できますか？

店舗で導入されているプログラムの利用は可能です。

## Q:複数の店舗で同じプログラムを利用できますか？

プログラム導入店であれば利用できます。申込みは各店舗にて行う必要があります。

## Q:複数のプログラムを同時に申し込むことはできますか？

店舗で導入されているプログラムであれば可能です。希望するプログラムの申込書をご提出ください。

## Q:各プログラムには有効期限がありますか？

家族申告プログラム(入店制限)で「本人同意書なし」の場合は、ご本人とご家族に通知したプログラム開始日より1年間、それ以外のプログラムは申込完了日より1年間です。

※入店制限以外の自己申告プログラムは3ヶ月間来店が確認されない場合、店舗がお申込みを解除することができます

## Q:申込み中のプログラムを有効期間中に変更することはできますか？

原則申込者であれば変更は可能です。「変更申込書」を店舗でお受け取りいただくか、「自己申告・家族申告プログラム」サイトよりダウンロードして作成し、申込店舗にご提出ください。

## Q:申込み中のプログラムを有効期間中に解除することはできますか？

原則申込者であれば変更は可能です。「解除申込書」を店舗でお受け取りいただくか、「自己申告・家族申告プログラム」サイトよりダウンロードして作成し、申込店舗にご提出ください。

## Q:本人同意書なしの家族申告プログラム(入店制限)は、添付書類提出についての本人の承諾書なしで申込みはできないのでしょうか？

申込者ご自身で作成いただく「家計全体の状況」という申告書類であれば、ご本人の承諾書は不要です。ただし、申込み後にご本人が提出できる意見書を同封した「プログラム開始通知」をご本人宛てに郵送いたします。のめり込みの回復をサポートさせていただき取組みですので、他のプログラムも十分にご検討ください。

## Q:本人同意書なしの家族申告プログラム(入店制限)であれば、本人の知らない間に入店を制限することができますか？

ご本人にまったく知らせずに入店制限を行うことはできません。申込み完了後、ご本人が提出できる意見書を同封した「プログラム開始通知」をご本人限定受取にて郵送させていただきます。

※プログラムの運用は店舗によって異なります。実際の運用状況は店舗にご確認ください